

廃棄物再生事業者の登録制度について



香 川 県

<<< 目 次 >>>

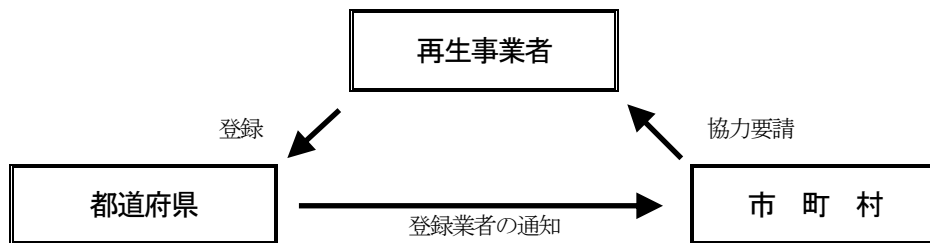
1	制度の概要	1
2	登録の対象	1
3	登録の要件	2
4	登録廃棄物再生事業者の義務	6
5	登録手続	7
6	登録後の報告・届出	8
7	登録等に関して必要な提出書類一覧	9
8	関係法令等及び様式	11

1 制度の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）が平成3年10月5日に改正され、平成4年7月4日から施行されましたが、この法改正により、新しく廃棄物再生事業者の登録制度が設けられました。（法第20条の2）

この制度は、廃棄物の再生を業として営んでいる方で、その事業の用に供する施設及び申請者の能力が一定の登録基準に適合するときは、その事業場について、知事の登録を受けることができるものです。

廃棄物の減量化・再生利用の促進を図るため、この制度により、優良事業者の育成を図るとともに、市町村が必要な協力を求めることができるという枠組みによる市町村と再生事業者との連携・協力体制をつくらうとするものです。



2 登録の対象

廃棄物の再生を業として営んでいる方の香川県内の事業場が登録の対象となります。県内に複数の事業場があり、それらの登録を希望する場合には、事業場ごとに申請する必要がありますので、ご注意ください。

ご注意ください

一般廃棄物又は産業廃棄物の収集、運搬、処分を業として行う場合は、原則として法に基づく一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可が必要です。この廃棄物再生事業者の登録を受けることによって、本来必要な一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可が不要となるものではありません。

また、この登録は強制ではなく、「受けることができる」ものですから、この登録を受けないまま営業していることによって罰せられることはありません。ただし、この登録を受けずに「登録廃棄物再生事業者」の名称を用いた場合には罰せられます。

なお、「廃棄物再生事業者の登録」と間違えやすいものに「再生利用業の指定」がありますが、「再生利用業の指定」とは、下記に該当するものは一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を要しないというもので、本登録とは異なります。別途お問い合わせください。

○再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物^{のみ}の収集運搬又は処分を業として行う者であって当該市町村長の指定を受けたもの

○再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物^{のみ}の収集運搬又は処分を業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けたもの

また、食品リサイクル法による「再生利用事業者の登録」とも異なるものです。

3 登録の要件

登録を受けるための要件は次のとおりです。

1	廃棄物の再生を業として営んでいること
---	--------------------

この制度は、現に廃棄物の再生を業として営んでいる優良な業者を登録するものです。

業として営むために必要な各種の許可等は登録前に取得していなければなりません。専ら再生利用の目的となる廃棄物（古紙、金属くず、空きビン類、古繊維の4種類をいいます。）のみを取り扱う業者以外の方は、登録の際に一般廃棄物又は産業廃棄物の処理業の許可を取得していること（その必要がない場合にはその証明）を確認させていただくこととなります。

また、ここでいう「廃棄物」は一般廃棄物に限りません。産業廃棄物を含む「通常廃棄物と目されるもの」ですので、廃棄物と有価物の両方を取り扱っている場合や、市況の変動により有価物となることがある廃棄物を取り扱っている場合も対象となります。

なお、ここでいう「再生」とは、「処分」の一形態としての「再生」のことですので、収集・運搬のみを業として営んでいる場合には登録の対象とはなりませんのでご注意ください。

2	事業場が香川県内にあること
---	---------------

登録は事業場ごとに行います。たとえ本社が香川県内にあっても、事業場が他の都道府県にある場合には、その事業場のある都道府県において登録していただくこととなります。逆に、本社が他の都道府県にあっても、事業場が香川県内にある場合には香川県において登録を行います。

また、県内に複数ある事業場を登録しようとする場合には、事業場ごとの登録申請が必要になります。

3	廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散のおそれのない保管施設を有すること
---	--------------------------------------

必ずしも屋根等を有する必要はありませんが、保管する廃棄物の種類に応じた適切な保管施設であることが必要です。

4	生活環境の保全上支障のないよう必要な措置が講じられた、廃棄物の再生に適する施設を有すること
---	---

廃棄物の再生に適する施設とは、次のようなものです。また、これらの施設においては、生活環境の保全上支障を生じることのないよう必要な措置を講じていなければなりません。

①古紙の再生を行う場合

当該古紙の再生に適する梱包施設（選別した古紙を、輸送に適するように圧縮・梱包する施設）

②金属くずの再生を行う場合

当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設（磁選別、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機など再生の目的となる金属を適正に選別する施設並びに再生の目的となる金属を含む廃棄物を切断、破碎等の加工をする施設及び選別した金属を圧縮する設備等）

③空き瓶の再生を行う場合

当該空き瓶の再生に適する選別施設（カレットを色別に適正に選別する施設及びカレットから不純物を選別し除去する施設並びにリターナブルびんを選別する施設）

④古繊維の再生を行う場合

当該繊維の再生に適する裁断施設（選別した古繊維をウエスとして利用するために裁断する施設）

⑤その他の廃棄物の再生を行う場合

その廃棄物の再生に適する施設（個々に判断します）

5	廃棄物を再生したものの運搬に適する運搬施設を有すること
---	-----------------------------

廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設が必要です。

6	事業を的確に、かつ継続して行うに足る経理的基盤を有すること
---	-------------------------------

貸借対照表、損益計算書、納税証明書、業務経歴などで個々に確認させていただきます。

7	その他事業を適正に行うことができる者であること
---	-------------------------

以下に掲げる事項（「欠格条項」といいます。）のいずれかに該当する方は登録できません。

- (1) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する

る法律（平成4年法律第108号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- (5) 法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- (6) 法第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- (7) (6)に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、(6)の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった

- 者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- (8) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - (9) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が(1)から(8)までのいずれかに該当する者のあるもの
 - (10) 法人でその役員又は政令で定める使用人（本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）、そのほか継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で廃棄物の収集・運搬又は処分・再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者）のうちに(1)から(8)までのいずれかに該当する者のあるもの
 - (11) 個人で政令で定める使用人（(10)と同じ）のうちに(1)から(8)までのいずれかに該当する者のあるもの

ご注意ください

各施設については、申請者自身が所有していることが原則です。ただし、他人の所有であっても、長期的・恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には所有と同様に取り扱うことができます。

また、登録の対象となる事業者には、公益法人、事業協同組合等で、定款又は寄付行為上再生に係る事業を行うことができるものも含まれます。その場合には、各施設については、その公益法人、事業協同組合等の所有、または所有と同等の状態であることが必要となります。

4 登録廃棄物再生事業者の義務

登録を受けた廃棄物再生事業者は、次の義務を有します。

- (1) 廃棄物の再生利用の促進に努めること
- (2) 市町から廃棄物の再生に関して、協力の要請を受けたときは、それに協力するよう努めること
- (3) 前年度の登録に係る廃棄物の再生の実績を、毎年6月30日までに、県に提出すること

5 登録手続

登録手続は以下のようになります。県において実際に手続を行う部署は香川県循環型社会推進課となりますが、軽易なご相談や質問、書類の受理等は各保健福祉事務所等の環境管理室でも承りますので御利用ください。

1	相談・質問
---	-------

ご相談やご質問などは窓口（裏表紙をご参照ください）または電話で受け付けいたします。制度や手続について不明な点がございましたら、ご連絡ください。

受付時間は通常の勤務時間内（平日の8:30～12:00及び13:00～17:00）となりますが、担当者が不在の場合もありますのでご了承ください。

2	事前協議書の提出
---	----------

事前協議書（15頁参照）及び必要な添付書類（9頁参照）を提出してください。

これを受けて、県では次のような作業を行います。

- ・書類審査を行い、不備書類等があれば、その訂正を指示します。
- ・登録の要件を満たしているかどうか等の審査及び確認を行います。
- ・審査中、不明な点について電話等で問い合わせをする場合があります。
- ・日時を調整のうえ、現地調査を実施させていただきます。

3	登録申請書の提出
---	----------

登録申請書（23頁参照）及び必要な添付書類を提出してください。同時に香川県証紙で登録手数料をお支払いいただきます。手数料は40,000円（香川県使用料、手数料条例に定める額）です。

4	審査・登録証明書発行
---	------------

必要な再審査や関係機関への照会を行ったうえで、登録証明書を発行いたします。登録証明書につきましては、窓口又は郵送でお渡しできます。

登録証明書は、事業場の見やすい場所に掲示してください。また、登録証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはいけません。

6 登録後の報告・届出

1	実績報告書
---	-------

廃棄物再生事業者として登録を受けた方は、毎年6月30日までに、登録に係る廃棄物の再生の前年度実績を、「廃棄物再生事業実績報告書」(21頁参照)により提出していただきます。

2	登録申請事項の変更
---	-----------

登録時の申請事項に変更が生じた場合には、「登録廃棄物再生事業者登録事項変更届出書」(25頁参照)により、登録事項の変更の内容を証明する書類(10頁参照)を添付して、30日以内に届け出てください。

ただし、「事業場の所在地変更」については、住居表示変更等による移転を伴わない変更に限ります。事業場が移転する場合には、既登録事業場を廃止して、新たに移転先で登録を行うこととなります。

3	事業場の廃止・休止及び再開
---	---------------

事業場の廃止、休止及び休止した事業場を再開するときには、「登録廃棄物再生事業者の事業場の廃止(休止・再開)届出書」(26頁参照)により30日以内に届け出てください。なお、事業場の廃止の際には、登録証明書を返納していただきます。

4	登録証明書の再交付
---	-----------

登録証明書をき損、汚損又は紛失し、登録証明書の再交付を受けようとするときには、「登録証明書再交付申請書」(19頁参照)により申請してください。

なお、申請の理由が、き損又は汚損の場合には、き損又は汚損した登録証明書を申請時に返納してください。紛失の場合には、紛失した登録証明書が発見されたときに登録証明書を返納していただきます。

7 登録等に関して必要な提出書類一覧

事 項	提 出 書 類	摘 要
廃棄物再生事業者登録事前協議	①廃棄物再生事業者登録事前協議書（15p） ②添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・事業場の図面及び付近見取図 ・事業計画概要書（16p） ・事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに写真 ・法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 ・個人の場合は、住民票の写し ・業務経歴書（17p） ・法人の場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 ・個人の場合は、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 ・申立書（18p） ・登記されていないことの証明書 (30、31p参照) 	廃棄物再生事業者の登録を受けようとするにあたっての事前協議 〔 正本1通 副本1通 提出 〕 ○県保健福祉事務所等の環境管理室（環境森林課）又は循環型社会推進課に提出
廃棄物再生事業者登録申請	①廃棄物再生事業者登録申請書（23p） ②添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・事前協議に提出した添付書類 	事前協議終了後、廃棄物再生事業者の登録を受けようとする場合 〔 正本1通 副本1通 提出 〕 ○県保健福祉事務所等の環境管理室（環境森林課）に提出

事 項	提 出 書 類	摘 要
廃棄物再生事業者登録事項変更届出	①登録廃棄物再生事業者登録事項変更届出書 (25 p) ②添付書類 ア 氏名、名称、住所の変更又は法人の代表者の氏名の変更の場合 ・法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 ・個人の場合は、住民票の写し イ 事務所及び事業場の所在地の変更の場合 ・変更事実が確認できる書類 ・事業場の図面及び付近見取図 ウ 廃棄物の再生に係る事業の内容の変更の場合 ・事業計画概要書 (16 p) エ 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要の変更の場合 ・当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに写真	登録を受けた者が、次の事項に変更が生じた場合 ア 住所 (法人の場合は所在地)、氏名 (法人の場合は代表者の氏名) 又は名称 イ 事務所、事業場の所在地 ウ 廃棄物の再生に係る事業の内容 エ 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要 ※変更の日から30日以内に届出が必要 [正本1通 副本1通 提出] ○県保健福祉事務所等の環境管理室 (環境森林課) に提出
廃棄物再生事業場の休止・廃止・再開届出	①登録廃棄物再生事業者の事業場の廃止 (休止・再開) 届出書 (26 p) ②添付書類 ・廃止の場合は、登録証明書	登録を受けた者が、廃棄物再生事業場を休止・廃止又は再開した場合 ※休止等を実施した日から30日以内に届出が必要 [正本1通 副本1通 提出] ○県保健福祉事務所等の環境管理室 (環境森林課) に提出
登録証明書再交付申請	①登録証明書再交付申請書 (19 p) ②添付書類 ・き損又は汚損の場合は、き損又は汚損した登録証明書	登録を受けた者が、登録証明書をき損、汚損又は紛失したことにより、登録証明書の再交付を申請する場合 [正本1通 副本1通 提出] ○県保健福祉事務所等の環境管理室 (環境森林課) に提出

8 関係法令等及び様式

廃棄物再生事業者の登録に関する要綱	12
様式第1号 廃棄物再生事業者登録事前協議書	15
様式第2号 事業計画概要書	16
様式第3号 業務経歴書	17
様式第4号 申立書	18
様式第5号 登録証明書再交付申請書	19
様式第6号 登録取消通知書	20
様式第7号 廃棄物再生事業実績報告書	21
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（抜粋）	22
第6号様式 廃棄物再生事業者登録申請書	23
第7号様式 廃棄物再生事業者登録証明書	24
第8号様式 登録廃棄物再生事業者登録事項変更届出書	25
第9号様式 登録廃棄物再生事業者の事業場の廃止（休止・再開）届出書	26
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）	27
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）	28
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）	29
(参考)法務省資料	30

廃棄物再生事業者の登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録（以下「登録」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 県内において、廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力が、本要綱に定める登録基準に適合する時は、その事業場ごとに知事の登録を受けることができる。

(登録基準)

第3条 登録基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第16条の2に規定するもののほか、申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

(登録の事前協議)

第4条 登録を受けようとする者は、廃棄物再生事業者登録事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）に必要な事項を記載して、知事に提出し、協議しなければならない。

2 事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画概要書（様式第2号）
- (2) 事業場の図面及び附近見取図
- (3) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに写真
- (4) 法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (5) 個人である場合には、その住民票の写し
- (6) 業務経歴書（様式第3号）
- (7) その他事業を適正に行うことができる者であることを明らかにするため必要と認める次の書類

イ 法人の場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類

ロ 個人の場合は、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類

ハ 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨の申立書（様式第4号）

ニ その他知事が必要と認める書類

(登録申請)

第5条 登録を受けようとする者は、前条に規定する事前協議の終了後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和47年香川県規則第24号。以下「県規則」という。）第7条に規定する廃棄物再生事業者登録申請書に必要な事項を記載して、知事に提出しなければならない。

(登録の実施)

第6条 知事は、登録を受けようとする者が、第3条に定める登録基準に適合しない場合を除いて、登録するものとする。

2 知事は、登録を受けた廃棄物再生事業者（以下「登録廃棄物再生事業者」という。）に対して、県規則第8条に規定する廃棄物再生事業者登録証明書（以下「登録証明書」という。）を交付するとともに、市町長に対して、その内容を通知するものとする。

(登録手数料)

第7条 登録を受けようとする者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第

2号)に定める手数料を納付しなければならない。

(登録証明書の再交付)

第8条 登録証明書をき損、汚損又は紛失したときは、登録廃棄物再生事業者は直ちに登録証明書再交付申請書(様式第5号)により、知事に再交付の申請を行い、登録証明書の再交付を受けなければならない。

(変更の届出)

第9条 登録廃棄物再生事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第20条の規定による届出をしようとするときは、県規則第9条に規定する登録廃棄物再生事業者登録事項変更届出書に必要な事項を記載し、知事に提出しなければならない。

2 変更の内容が、次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 政令第17条第1項第1号の変更にあつては、第4条第2項の(4)又は(5)に定める書類
- (2) 政令第17条第1項第2号の変更にあつては、第4条第2項の(2)に定める書類
- (3) 政令第17条第1項第3号の変更にあつては、第4条第2項の(1)に定める書類
- (4) 政令第17条第1項第4号の変更にあつては、第4条第2項の(3)に定める書類

3 知事は、変更の登録をしたときは、登録証明書を登録廃棄物再生事業者に交付し、市町長に対して、その内容を通知するものとする。

(廃止・休止・再開の届出)

第10条 登録廃棄物再生事業者は、政令第21条の規定による届出をしようとするときは、県規則第10条に規定する登録廃棄物再生事業者の事業場の廃止(休止・再開)届出書に必要な事項を記載し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出があつた場合は、市町長に対して、その内容を通知するものとする。

(登録の取消)

第11条 知事は、登録廃棄物再生事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条の登録基準に該当しなくなったとき。
- (2) 第9条第1項及び前条第1項に定める届出をしなかったとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消した場合は、その旨を登録取消通知書(様式第6号)により登録を取り消した者に通知するとともに、その旨を市町長に通知するものとする。

(登録証明書の返納)

第12条 登録廃棄物再生事業者は、次の各号の一に該当するときは、知事に登録証明書を返納しなければならない。

- (1) 登録を受けた事業を廃止したとき。
- (2) 登録の取り消しを受けたとき。
- (3) 再交付を受けた後、紛失した登録証明書を発見したとき。

(登録廃棄物再生事業者の協力義務)

第13条 登録廃棄物再生事業者は、廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。

2 登録廃棄物再生事業者は、法第20条の2第4項により市町から協力の依頼を受けたときは、それに協力するよう努めなければならない。

(登録廃棄物再生事業者の遵守事項)

第14条 登録廃棄物再生事業者は、その事業場ごとに、その見やすい場所に、登録証明書

を掲げなければならない。

2 登録廃棄物再生事業者は、登録証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(実績報告)

第15条 登録廃棄物再生事業者は、毎年6月30日までに、前年度の登録に係る廃棄物の再生の実績を、廃棄物再生事業実績報告書(様式第7号)により、知事に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第16条 知事は、登録に係る再生事業に関して、登録廃棄物再生事業者から必要な報告を徴収することができる。

附 則

この要綱は、平成5年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

廃棄物再生事業者登録事前協議書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者
住所
氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定による廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、協議します。

事務所の所在地	
事業場の所在地	
廃棄物の再生に係る事業の内容	
事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要	
廃棄物再生事業者の経理的基礎に関する資料	

(注) 第4条第2項に掲げる書類を添付すること。

事業計画概要書

申請手続きを行う担当者名 電話番号	
資本金	円
従業員数	人
廃棄物再生事業以外の事業内容	
一般廃棄物又は産業廃棄物収集・ 運搬・処分業の許可取得状況	有 ・ 無
廃棄物の再生に係る収集(回収)の 有無	
主たる営業区域	
再生品の販売先	
再生事業に伴って生ずる廃棄物 の処理方法	
操業工程図 (廃棄物の再生に係るもの)	

業 務 経 歴 書

年 月 日	業 務 経 歴
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

申 立 書

廃棄物再生事業者の登録申請に当たり、私（及び別記の者）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当していないことを申し立てます。

なお、登録後において、欠格条項に該当することとなったときは、当該登録の取消しをされても異議ありません。

年 月 日

香川県知事

殿

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

（別記）

役職名	氏 名	住 所	

（注） 1 法人の場合には、申請者、役員（監査役を含む。）について記入すること。

2 個人の場合には、申請者について記入すること。

登録証明書再交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者
住所
氏名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

き損
汚損
紛失
廃棄物再生事業者登録証明書を
しましたので、次のとおり登録証明書の再交付を申請
します。

事業場の所在地	
登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
き損、汚損又は紛失の理由	
き損、汚損又は紛失の年月日	年 月 日

(注) き損又は汚損の場合は、き損又は汚損した廃棄物再生事業者登録証明書を添付すること。

第

号

登 録 取 消 通 知 書

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け第 号で登録した廃棄物再生事業者については、下記の理由により、登録を取り消したので通知する。

年 月 日

香川県知事

印

記

- 1 事業場の所在地
- 2 取消年月日
- 3 取消理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（抜粋）

昭和47年6月17日香川県規則第24号
(最終改正) 令和3年7月15日規則第61号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の施行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(廃棄物再生事業者の登録)

第7条 政令第17条第1項の申請書の様式は、第6号様式のとおりとする。

第8条 政令第19条の登録証明書の様式は、第7号様式のとおりとする。

(登録廃棄物再生事業者の届出)

第9条 政令第20条の規定による届出は、登録廃棄物再生事業者登録事項変更届出書（第8号様式）により行わなければならない。

第10条 政令第21条の規定による届出は、登録廃棄物再生事業者の事業場の廃止（休止・再開）届出書（第9号様式）により行わなければならない。

(書類の提出)

第11条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類（省令第4条の17、第8条の4の5、第8条の4の6、第8条の17の2、第8条の17の3、第8条の27、第8条の29、第8条の36、第8条の38、第12条の7の15、第12条の14、第12条の28、第12条の35、第12条の38及び第12条の39に規定する書類を除く。）は、第1号及び第2号に掲げる書類にあつては当該各号に掲げる機関を経由し、第3号から第6号までに掲げる書類にあつては当該各号に掲げる機関に提出しなければならない。

一 政令第5条の2に規定する一般廃棄物処理施設に係る法第8条第2項並びに省令第4条の4、第5条の3、第5条の5の5、第5条の5の10及び第5条の5の11に規定する書類並びに政令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設に係る法第15条第2項並びに省令第12条の4、第12条の9、第12条の11の5及び第12条の11の11に規定する書類 施設の所在地を所管する保健福祉事務所又は香川県小豆総合事務所の長（以下「所長」という。）

二 政令第17条に規定する書類並びに第2条第1項及び第2項、第3条第1項及び第2項、第4条、第6条、第9条及び前条に規定する書類 事業場の所在地を所管する所長

三 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設に係る書類（第1号に掲げる書類を除く。）
施設の所在地を所管する所長

四 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業に係る書類処分業に係る施設の所在地を所管する所長

五 省令第8条の2の4から第8条の2の7まで、第8条の13の5及び第8条の13の6に規定する書類 保管の場所の所在地を所管する所長

六 前各号に掲げる書類以外の書類 事務所の所在地を所管する所長（香川県内に事務所を有しない場合に
あつては、香川県東讃保健福祉事務所長）

2 前項第1号及び第2号に掲げる書類の提出部数は、それぞれ正本1通及び副本1通とする。

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

香川県知事

殿

申 請 者

住 所

氏 名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定による廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事 務 所 の 所 在 地	
事 業 場 の 所 在 地	
廃棄物の再生に係る事業の内容	
事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要	
廃棄物再生事業者の経理的基礎に関する資料	

注 事業場の図面及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第16条の3各号に掲げる書類を添付してください。

廃棄物再生事業者登録証明書

住 所

氏 名（法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定による廃棄物再生事業者の登録を受けた者であることを証明します。

事業場の所在地		
廃棄物の再生に係る事業の内容	取り扱う廃棄物の種類及び量	
	再生の方法	
	主な施設の種類及び数量	

年 月 日

香川県知事

印

第8号様式（第9条関係）

登録廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名）

登録廃棄物再生事業者の登録に係る事項について変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

登録年月日	年 月 日		
登録番号	第 号		
変更の内容	変更事項	変更前	変更後
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名		
	事務所及び事業場の所在地		
	廃棄物の再生に係る事業の内容		
	事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要		
変更年月日	年 月 日		
変更理由			

第9号様式（第10条関係）

登録廃棄物再生事業者の事業場の
廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名）

廃棄物再生事業者の登録を受けた事業場を廃止（休止・再開）したので、廃棄物の
処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
廃止（休止・再開）の理由	
廃止（休止・再開）の年月日	年 月 日
休止の場合における再開の 予定年月日	年 月 日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) (抜粋)

(廃棄物再生事業者)

第20条の2 廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、環境省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

2 前項の登録に関して必要な事項は、政令で定める。

3 第1項の登録を受けた者でなければ、登録廃棄物再生事業者という名称を用いてはならない。

4 市町村は、第1項の登録を受けた者に対し、当該市町村における一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

第34条 第20条の2第3項の規定に違反して、その名称中に登録廃棄物再生事業者という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号) (抜粋)

(廃棄物再生事業者の登録)

第17条 法第20条の2第1項に規定する廃棄物の再生を業として営んでいる者(以下「廃棄物再生事業者」という。)は、同項の登録(以下「登録」という。)を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 事務所及び事業場の所在地
- 三 廃棄物の再生に係る事業の内容
- 四 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要
- 五 廃棄物再生事業者の経理的基礎に関する資料

2 前項の申請書には、事業場の図面その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録)

第18条 都道府県知事は、前条第1項の規定による登録の申請があったときは、廃棄物再生事業者の事業の用に供する施設その他の事項が法第20条の2第1項の環境省令で定める基準に適合しない場合を除いて、登録をしなければならない。

(登録証明書)

第19条 都道府県知事は、登録をしたときは、環境省令で定めるところにより登録証明書を交付するものとする。

(変更の届出)

第20条 登録を受けた廃棄物再生事業者(以下「登録廃棄物再生事業者」という。)は、第17条第1項第1号から第4号までに掲げる事項に変更があったときは、30日以内に、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(休廃止の届出)

第21条 登録廃棄物再生事業者は、その事業場を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業場を再開したときは、30日以内に、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(登録の取消し)

第22条 都道府県知事は、登録廃棄物再生事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- 一 その事業の用に供する施設その他の事項が法第20条の2第1項の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。
- 二 前2条の規定による届出をしなかったとき。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号) (抜粋)

(廃棄物再生事業者の登録基準)

第16条の2 法第20条の2第1項の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。
- 二 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を有すること。
 - イ 古紙の再生を行う場合にあつては、当該古紙の再生に適する梱包施設
 - ロ 金属くずの再生を行う場合にあつては、当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設
 - ハ 空き瓶の再生を行う場合にあつては、当該空き瓶の再生に適する選別施設
 - ニ 古繊維の再生を行う場合にあつては、当該古繊維の再生に適する裁断施設
 - ホ イからニまでに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあつては、当該廃棄物の再生に適する施設
- 三 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。
- 四 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 五 その他事業を適正に行うことができる者であること。

(廃棄物再生事業者の登録)

第16条の3 令第17条第2項の規定による環境省令で定める書類は次のとおりとする。

- 一 事業計画の概要を記載した書類
- 二 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 三 法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 四 個人である場合には、住民票の写し
- 五 業務経歴を記載した書類
- 六 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類

(登録証明書)

第16条の4 都道府県知事は、令第19条の登録証明書に、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業場の所在地
- 三 廃棄物の再生に係る事業の内容
- 四 登録の年月日及び登録番号

(参考)法務省資料 (登記されていないことの証明書)

「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項

「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。この証明書は、平成12年4月1日以降に登記されていないことを証明するものであり、同年3月31日までに禁治産宣告・準禁治産宣告を受けているかどうかを証明するものは、従来どおり本籍地の市区町村が発行する身分証明書、戸籍謄本または抄本になります。

1 証明書の交付申請手続

○ 窓口請求の場合

表面の申請書に所要事項を記入、**収入印紙**(注1)(1通⇒300円)を貼付。

⇒ 申請書と下記2(4)の添付書類及び本人確認書類を直接窓口へ提出。

* 東京法務局民事行政部後見登録課、その他各法務局及び地方法務局の戸籍課において取り扱っています(支局・出張所では取り扱っていませんのでご注意ください。)(注2)

○ 郵送請求の場合

表面の申請書に所要事項を記入、**収入印紙**(注1)(1通⇒300円)を貼付。

⇒ 申請書に下記2(4)の添付書類及び本人確認書類と返信用封筒(あて名を明記、切手を貼付したもの)を同封し、次のあて先へ送付。(注3)

* なお、郵送請求の場合は東京法務局民事行政部後見登録課においてのみ取り扱っています。

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局 民事行政部 後見登録課

(交通:地下鉄九段下駅 6番出口 徒歩5分)

TEL 03-5213-1360 (ダイヤルイン)、03-5213-1234 (代表)

2 申請書の記入上の注意事項等

(1) 「請求される方」欄

~~押印し(認印でも可)~~、連絡先(電話番号)も記入。

~~代理人が請求する場合は、「請求される方」の押印は不要です。~~

(2) 「代理人」欄

代理人が請求する場合に、代理人の方の住所・氏名を記入。

~~代理人が押印し(認印でも可)~~、連絡先(電話番号)も記入。

(3) 「返送先」欄

証明書の送付先を上記(1)または(2)以外とする場合に記入。

(4) 「添付書類」欄及び本人確認書類(次の場合にに応じて添付書類の提出及び本人確認書類の提示またはコピーの送付をお願いします。)

○ 証明を受ける方本人が請求する場合 ⇒ 本人確認書類(注4)

○ 証明を受ける方の配偶者または四親等内の親族が請求する場合

① 証明を受ける方との関係を証する発行から3か月以内の戸籍謄本または抄本

② 本人確認書類(請求される方のもの)(注4)

○ 代理人が請求する場合

① 本人確認書類(代理人のもの)(注4)

② 証明を受ける方本人、その配偶者または四親等内の親族からの委任状の添付が必要。

③ 本人の配偶者または四親等内の親族から委任された場合は、前記委任状に加え、証明を受ける方本人と委任者との関係を証する戸籍謄本または抄本(いずれも発行から3か月以内)も併せて必要。

④ 代理人(受任者)が法人の場合は、上記添付書類に加え、代表者の資格を証する書面として法人の登記事項証明書または代表者の資格証明書(いずれも発行から3か月以内)も併せて必要。

* 戸籍謄本等の添付書類は、原本を添付してください(郵送請求の場合の本人確認書類を除く。)

なお、戸籍謄本等の還付(返却)を希望される場合は、還付のための手続が必要です。

(5) 「証明事項」欄

証明事項の選択については、証明書の提出先の官公庁等に確認してください。

なお、「宅地建物取引業、産業廃棄物処理業、警備業、貸金業、古物営業、風俗営業」については、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」の事項にチェックしてください。

(6) 「証明を受ける方」欄

この申請書は自動読取装置で機械処理しますので、該当事項のチェック及び所要事項は明瞭に記入してください。特に「証明を受ける方」欄は、この部分がそのまま証明書に複写されますので、字画をはっきりと、住所または本籍を正確に記入してください。

なお、外国人の場合は、①氏名欄は本国名を、④本籍欄は口国籍欄にチェックし国籍のみを、それぞれ記入してください。

- 注1 1通につき300円分の**収入印紙**を、申請書ごと(証明を受ける方ごと)に必要な通数分、所定の箇所に貼ってください。
収入印紙は、郵便局、法務局・地方法務局及びその支局・出張所で印紙売場が設置されているところなどで入手できます。
- 注2 窓口の受付時間は8:30から17:15までです。
- 注3 郵送請求の場合は、1週間程度要します。なお、請求が集中する時期は更に相当日数を要する場合がありますので、できるだけ余裕をもって請求してください。
- 注4 窓口請求の場合は、請求される方(親族が請求する場合はその親族、代理請求の場合は代理人)の本人確認書類(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・パスポート等)を窓口で提示していただきますようお願いいたします。また、郵送請求の場合は、本人確認書類のコピーを同封していただきますようお願いいたします。

ご不明な点は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

また、詳しくは東京法務局ホームページをご利用ください。

令和元年東京法務局

「登記されていないことの証明申請書」

(後見登記等ファイル用)

03 請求できるのは、本人、本人の配偶者または四親等内の親族です。
なお、代理の方が請求する場合は、該当する方からの委任状が必要です。

法務局

●請求される方(代理請求の場合は代理人)の本人確認書類が必要です。(裏面注4参照) 年 月 日申請

請求される方 (請求権者)	住所 (フリガナ) 氏名 <small>※ 本人確認のため、御本人に連絡する場合があります。 連絡先(電話番号)</small> 証明を受ける方との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 四親等内の親族 <input type="checkbox"/> その他 ()	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">収入印紙</div> 必ず貼ってください。 1通につき300円 ※割印はしないでください。 ※印紙は申請書ごとに必要な通数分を貼ってください。
代理人 (上記の方から頼まれた方)	住所 (フリガナ) 氏名 <small>連絡先(電話番号)</small>	
返送先 (上記以外に証明書の返信先を指定される場合に記入)	住所 宛先 <small>※ 返信用封筒にも同一事項を必ず記入 ※ 本人確認のため、御本人に連絡する場合があります。</small>	
添付書類 下記(参照)	<input type="checkbox"/> 委任状 (代理人が請求するときに必要。また、会社等法人の代表者が社員等の分を請求する時に社員等から代表者への委任状も必要) <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本等親族関係を証する書面 (本人の配偶者・四親等内の親族が請求するときに必要) <input type="checkbox"/> 法人の代表者の資格を証する書面 (法人が代理人として請求するときに必要)	
証明事項 (いずれかの□にチェックしてください)	<input type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人とする記録がない。(後見・保佐を受けていないことの証明が必要な方) <input type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない。(後見・保佐・補助を受けていないことの証明が必要な方) <input type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。(後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことの証明が必要な方) <input type="checkbox"/> その他 () とする記録がない。(上記以外の証明を必要とする場合)	
請求通数	<input type="text"/> 通 <small>※ 請求通数は右詰めで記入してください。</small>	証明を受ける方の氏名のフリガナ

◎証明を受ける方 この部分を複写して証明書を作成するため、字面をはっきりと、住所または本籍は番号、地番まで正確に記入してください。

①氏名				
②生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 西暦 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> または <input type="checkbox"/>	年	月	日
③住所	都道府県名	市区郡町村名		
	丁目 大字 地番			
④本籍	都道府県名	市区郡町村名		
	丁目 大字 地番 (外国人は国籍を記入)			
<input type="checkbox"/> 国籍				

提出先から特に指定がない場合は、住所または本籍(外国人の場合は④に☑し、正しい国籍名)のいずれかを記入してください。

⑤ 請求される方(代理請求の場合は代理人)の本人確認書類は必ず提示または添付してください(裏面注4参照)。

記入方法：1. 証明を受ける方の氏名のフリガナ欄は、例えば、ヤ マダ イ タ ロウ と左詰め(氏と名の間に半角スペース)でカタカナで記入してください。
2. 外国人は氏名欄に本国名(漢字を使用しない外国人はカタカナ)を記入してください。
3. 生年月日欄は、例えば、昭和に記し、40年 1月 1日と右詰めで記入。
4. 郵送請求の場合は、返信用封筒(あて名を書いて、切手を貼ったもの)を同封し下記のとおり先に送付してください。

○本申請書は拡大縮小せずに使用してください。

申請書送付先：〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課

(登記所が記載します)	交付通数	交付枚数	手数料	受付	年 月 日	本人確認書類 <input type="checkbox"/> 請求権者 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 封筒
				交付	年 月 日	

※ 様式・記載例については、法務省HP (<https://www.moj.go.jp/ONLINE/GUARDIAN/7-1.html>) をご参照ください。

お問い合わせは、

香川県環境森林部循環型社会推進課 総務・廃棄物政策グループ

高松市番町四丁目 1-10 (県庁東館 3階)

TEL : 087-832-3223 (一般廃棄物)

087-832-3226 (産業廃棄物)

FAX : 087-831-1273

E-Mail : junkan@pref.kagawa.lg.jp

なお、事業場の所在地を所管する環境管理室でも相談や書類の受付をいたします。

○香川県東讃保健福祉事務所環境管理室

(所管区域：高松市、さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町)

〒769-2401 さぬき市津田町津田 930 番地 2 (TEL 0879-29-8273)

○香川県中讃保健福祉事務所環境管理室

(所管区域：丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、
多度津町、まんのう町)

〒763-0082 丸亀市土器町東 8 丁目 526 (TEL 0877-24-9966)

○香川県西讃保健福祉事務所環境管理室

(所管区域：観音寺市、三豊市)

〒768-0067 観音寺市坂本町 7-3-18 (TEL 0875-25-6431)

○香川県小豆総合事務所環境森林課

(所管区域：土庄町、小豆島町)

〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5 (TEL 0879-62-2731)